

平成 25 年度
第 20 回墓地公園運営審議会議事録

平成 26 年 2 月 14 日開催

浦安市みどり公園課

1. **開催日時** 平成 26 年 2 月 14 日（金） 午前 10 時～12 時

2. **開催場所** 浦安市消防本部消防庁舎 3 階大会議室

3. **出席者**

（委員）

喜多村会長、村上委員、杉山委員、渡邊委員、島貫委員、佐々木委員

（欠席） 染谷副会長、板橋委員

（事務局）

長峰都市環境部長、大塚都市環境部次長、知久みどり公園課長、大木課長補佐、

西村係長、遠藤担当

（コンサルタント）

株式会社セット設計事務所

（傍聴人）

なし

4. **議題**

I. 開会

1. 会長・部長挨拶

2. 議事

1) 運営審議会のスケジュールと前回の振返り

2) 中間答申（案）

3) 樹林墓地使用料の算定方法（案）

4) パブリックコメント資料（案）の確認

II. 閉会

● 次回の会議

5. **会議経過**

1) **運営審議会のスケジュールと前回の振返り**

[配布資料に基づき事務局より説明、質疑は下記のとおり]

（会長） 事務局が、前回の振返りとして、長期納骨堂の納骨壇の使用済ロッカーについてリフォームはするののかとの質問に対しリフォームをせずそのまま次の使用者に使ってもらおうと説明があったが、何か意見・質問はあるか。

（委員） 納骨壇の内装は何でできているのか

（事務局） アルミ製、現短期納骨堂と同様タイプで汚れは目立ってない。次に使用する際には、掃除を行い綺麗な状態にしています。

（委員） 使用者の長期納骨堂の使用期間はどの程度なのか

（事務局） 5年間を使用期間。更新が可能。使用者によっては10年、15年と長期で使用する人もあり得る。

- (委員) 今まで、長期で使用している使用者の方はいるか？
- (事務局) 現在あるものは、短期契約の納骨壇だが、長い期間使用されているロッカーでも、目立った汚れのあるものはない。
- (委員) 基本的に、将来的に埋葬する為の一時使用という考え方の納骨壇と考えると、リフォームをしなくても、綺麗に掃除等を行えば良いのではと考える。
- (事務局) 原則リフォームは行わないが、汚れが酷い場合はその都度柔軟に対応する。
- (委員) 長期納骨堂の使用規程は作らないのか？
- (事務局) 使用規程は、策定しようと考えてる。
- (委員) 毎回、長期納骨堂を訪れ、お骨を拝む方はいるのか？
- (事務局) 長期納骨壇の上段部分は、位牌等が置ける仏壇部分になり、その仏壇を拝むことになる。納骨部分に施錠する。
- (委員) 仏壇に供物等が置かれ、例えば腐ってしまったりするなどの可能性もある。常識的なお願いという形で対応するのか、使用条件の規程の中に、その類の事を盛り込むのか？
- (事務局) 正式な使用規程を策定し、注意喚起をすることになる。
- (会長) 今までのご意見等からすると、リフォームは必要ない。壊れていたら直す。常識的な範囲で対応することと理解しますので市が検討した案を了承します。
[他に質疑・応答はなく承認された]

2) 中間答申 (案)

[配布資料に基づき事務局より説明、質疑は下記のとおり]

- (委員) 生前申込の年齢制限根拠は？
- (事務局) 樹林墓地は他市等の事例と、他施設の年齢制限を参考に、65歳とした。また、芝生墓地は数に限りがあるため、本当に必要な方を優先に70歳以上とした。
- (会長) なぜ65歳と70歳なのか年齢の根拠が必要と思います。
- (委員) 生前申込の65歳と70歳という年齢設定は年齢差がほとんどない。何か理由はあるのか？
- (事務局) 芝生墓地の使用期間は原則30年契約であり、生前申込で早く墓地を確保された方で数十年使用されない方でも、申込日から30年で契約が満期になります。また、使用されないままで墓石だけ置かれた状態の墓地が増えることへの懸念もあり、亡くなれば焼骨がきちんと収められた墓地とのバランスを考え、ある程度、生前申込に対しては年齢制限を設定することは必要だと考えます。浦安市の場合、生前に対するニーズは高いこともあり、生前申込を開始したと同時に申込が殺到した場合のことも懸念しています。樹林墓地は形として捉えづらいとのご意見もありましたが、市民の最近の樹林墓地への関心の高さや、できれば市としても、数に限りのある芝生墓地より、埋蔵可能数の多い樹林墓地を優先的に利用していただきたいとの思いもあります。
- 芝生墓地に関しては少し高めのハードルを設定し、まずは70歳以上の高齢の方を対象として、優先的に墓地の供給を可能なものにしたいと考えます。これら

の経緯から、事務局案としては、芝生墓地への生前申込は70歳以上という案を提出します。将来的に需要と供給のバランスが上手くいけば、年齢が下がってくる事も可能だと思っています。

- (委員) 生前申込に関する公募はどのように行うのか？
- (事務局) 生前申込に関しては緊急性がないので、常時受け付ける事は運営上困難だと思っています。期間を設けて受付を行うことで検討しています。
- (会長) 生前申込に関して、芝生墓地と樹林墓地の生前申込条件に年齢的な差を少しつける案を了承し、内容も含めて、この中間答申を出すことで宜しいでしょうか？
[委員の了解を得て、承認された]

3) 樹林墓地使用料の算定方法 (案)

[配布資料に基づき事務局より説明]

- (会長) 事務局より、樹林墓地の使用料の算定方法について、東京都の都立小平霊園の樹林墓地使用料の算定方法を参考にすることと、他の施設（芝生墓地や複合霊廟の各施設）の使用料とのバランスを考え樹林墓地使用料を算定する意向の説明がありました。

[質疑は下記のとおり]

- (委員) 小平霊園の樹林墓地の使用料が134,000円とありますが、浦安市より安価なのか？
- (事務局) まだ算出していないが、類似した料金になると思われる。
- (会長) 土地使用料とは？
- (事務局) 小平霊園では路線価の土地価格を基に計算しています。浦安市の樹林墓地も同様に路線価の土地価格を基に計算予定。
- (委員) 樹林墓地の使用期間は何年か？
- (事務局) 永代供養のため、使用期間等はありません。また管理料も掛かりません。
- (委員) 路線価格等の変動もあるが、現時点での路線価格で算定し、金額設定されるということですか？
- (事務局) 既存の芝生墓地も路線価格の変動や、物価上昇率等に左右されることなく定額で運営していますので、樹林墓地に関しても一定額を設定し、その額で運営していこうと思っています。但し、将来的に社会情勢等が大きく変動したならば、それに対応する必要性はあるかと思えます。
- (委員) ある程度、現段階で得られる路線価格等を基に、算定されて良いと思います。
- (事務局) 樹林墓地の土地は市が既に購入しており、樹林墓地自体は来年度中に建設工事が進められますので、土地の金額と整備費用は現在の価格で固定されます。将来的に変動してくる要因としては、景気等の影響で人件費や物価等が高騰した場合、維持管理や修繕費用がそれらの影響を受けます。管理費用に関しては、極端な変化が生じた場合は、見直す必要性も出てくることもあるかと思えます。
- (委員) 他市等を参考に、使用料を算出されるのであれば、何も問題ないと思います。
- (会長) 樹林墓地の使用料については、東京都の都立小平霊園の樹林墓地使用料の算出

方法を参考とし、決定したいと思います。次回、事務局より、樹林墓地に関する使用料を提示していただきたいと思います。

[他に質疑・応答はなく承認された]

4) パブリックコメント資料(案)の確認

[配布資料に基づき事務局より説明]

(会長) 事務局より、複合霊廟と芝生墓地、樹林墓地の説明と各施設の使用資格について説明がありました。

(委員) 樹林墓地に植える木の種類は？

(事務局) 木の種類に関しては確定しておりません。

(委員) 樹林墓地の周りに、防風壁等の設置を検討されているが、樹木が枯れる心配があるのか？

(事務局) 現在、墓地公園に植えてある樹木も風や潮害の影響を受けており、維持管理に困難しているので潮風に強い樹木を選ぶ必要がある。高木を1本植える樹木墓地という形態ではなく、樹木を群れで植える樹林墓地の形態を考えている。

(委員) 芝生墓所の生前申込み資格で、居住条件を継続年数と記載してあるが、過去の居住年数は加算されないのか？

(事務局) 通算年数として加算します。

(委員) 申請者が、住民登録をしていればいいのか？

(事務局) そうです。浦安市に継続10年以上居住又は、通算15年以上居住の方で、直近継続3年以上住んでいることが条件となります。

(委員) 小型芝生墓地の生前申込は実施するのか？

(事務局) 小型芝生墓地の整備は平成30年以降になると考えておりますので、今後検討したいと思っています。

(会長) 他にないようであれば、パブリックコメントに関しては、事務局が作成した案で決定したいと思います。

[他に質疑・応答はなく承認された]

● 次回の会議

(事務局) 次回の運営審議会は平成26年3月28日(金)午前10時からとし、会場は後日連絡することです承を得て終了した。